

令和7年度審議事項及びスケジュールについて（案）

1 審議事項等

審議事項		根拠法令		評価委員会の役割
		評価委員会 条例	地方独立行 政法人法	
(1)	令和6年度業務実績評価	第2条第2号	—	・条例の規定により、 <u>市長の諮問</u> に応じて、意見を述べる。 ・法の規定により、設立団体の長（市長）に意見を述べる。
(2)	中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価	—	第28条第4項	
(3)	中期目標期間終了時の検討	—	第30条第2項	
(4)	第4期中期目標（案）	—	第25条第3項	
(5)	第4期中期計画（案）	第2条第1号	—	

2 評価委員会スケジュール（案）

回	開催日 （予定）	主な審議事項				
		(1) R6業務 実績評価	(2) 第3期見込 実績評価	(3) 中期目標 終了時の検討	(4) 第4期 中期目標	(5) 第4期 中期計画
第1回	7月10日	諮問・審議	審議			
第2回	8月8日	答申	意見とりまとめ		審議	
第3回	10月3日	9月議会	9月議会	審議・意見 とりまとめ	意見とりまとめ	事前審議
第4回	11月14日				12月議会	事前審議
第5回	1月22日					諮問・審議・ 答申

※開催日は変更となる場合があります。

3月議会